

北海道警察における公金不正支出の徹底解明と 再発防止を求める決議

1 2003年11月に発覚した旭川中央警察署における捜査報償費の不正支出疑惑は、その後、自由法曹団員ら多数の弁護士による住民監査請求を契機に、元釧路方面本部長原田宏二および元弟子屈署次長齋藤邦雄の両氏による実名での勇気ある告発が続き、北海道警全体に及ぶ公金不正支出事件に発展した。

当初、疑惑を全面否定して証拠文書の受け取りを拒否し、北海道監査委員による捜査員への調査をも拒絶していた道警本部も、こうした告白を前に、一部の警察署において捜査報償費が不適正に支出されていた限りで事実関係を認めざるを得なくなった。

その後改めて行われた特別監査の結果、1998～2003年度の間の道費に関する不正支出の総額は5億円を超え、その範囲も、捜査報償費のみならず旅費、食糧費、交際費にも及ぶこと、道警本部の上層部もこれに関与していたことが明らかになった。

2 これに対し、道警による内部調査の最終報告たるや、何らの根拠を示さず、部署ごとの内訳すら明らかにしないまま、同期間の不適正執行額約4億1000万円（国費を含め約11億円）のうち返還すべき金額を約2億円（国費を含め約7億円）にとどまると結論づけるものであった。

しかも、かかる道警の最終報告を受けて実施された確認監査の過程で、先の特別監査時に旅費を受領していないと回答した現職警察官らに対し、道警本部が、実際には旅費を受領していたという虚偽内容の確認文書に署名押印するよう強要していたことが発覚し、確認監査自体をいったんやり直すという異常な事態となった。

かかる道警本部の態度は、業務上横領罪等に問擬されるべき自らの犯罪的行為を隠ぺいし、監査委員を含めた外部による真相解明を妨害しようとするものにほかならず、こうした無反省な態度を改めさせない限り、かかる不正の再発防止も困難であるといわざるを得ない。

3 こうした観点から、これまでに旭川中央署・弟子屈署の捜査報償費不正支出に関する住民訴訟のほか、旭川中央署により自らの氏名を無断で捜査協力者として使われた市民による慰謝料請求訴訟が提訴され、裏金作りに関与した現職警察官らの尋問が実施された結果、2005年8月18日、札幌地裁は同署における組織的な裏金づくりの実態を詳細に認定した上で、氏名の無断使用は氏名権の侵害に該当するとして慰謝料請求を命ずる判決を出し、道警側も控訴を断念したことは、画期的な成果である。

また、札幌地方検察庁は、同年12月12日、国会議員らが道警幹部7名を業務上横領罪等で刑事告発していた件につき、被疑者全員を不起訴処分としたが、翌2006年3月23日、札幌検察審査会は、7名のうち署長経験者5名につき不起訴不当の議決をなし、目下、札幌地検において再捜査中である。

われわれは、司法の場においてさらなる真相解明がなされるためにも、被疑者についてすみやかに公判請求するよう求めるものである。

4 一方、北海道議会における「百条委員会」の設置提案は、過去7回にわたって、与党たる自民・公明両党の反対で否決されていることは由々しき事態というほかない。

本来、地方議会は、地方自治法100条に基づき、正当な理由なき拒絶に刑事罰を課す記録提出要求、証人出頭、証言拒否の禁止などの強大な調査権限を持つ特別委員会の設置ができるのであり、前記のとおり道警自身が真相解明に背を向けていること、原田・齋藤両氏が自ら、「百条委員会」において守秘義務の解除を得た上での証言、記録提出を望んでいることから、道警ぐるみの公金不正支出の真相を解明するためには、「百条委員会」の設置が必要不可欠である。

われわれは、北海道議会が自らに課せられた責務をまっとうし、真相解明を求める世論に応えるため、1日も早く「百条委員会」を設置することを求める。

また、警視庁や複数の県警において内部告発等により明らかになった捜査報償費の不正支出の手口は、いずれも道警におけるそれと酷似しており、文字通り全国的規模での公金横領が横行していることを窺わせるものであって、全国の警察組織を統轄する警察庁の関与も疑われているのであるから、国会においても、原田氏らの参考人招致にとどまることなく、さらなる真相解明が進められるべきである。

5 併せて、われわれは、これまで警察側が「捜査の支障」を口実に、会計検査院や都道府県監査委員による捜査員や捜査協力者らに対する調査を拒んできたことが、一連の公金不正支出を許す隠れ蓑になってきたことを踏まえ、これらの監査機関により強力な調査権限を付与し、真にやむを得ない理由でない限り調査拒絶それ自体に刑事罰を課すなどの法整備が必要であると考え、政府と国会に対して必要な措置を求めるものである。

6 自由法曹団は、北海道警察における公金不正支出の徹底解明と再発防止に向けて、さらに取り組みを強める決意である。

2006年5月22日
自由法曹団札幌研究討論集会